【労働者確保に関する積算方法の試行工事 】

労働者確保に関する積算については、以下のとおりとする。

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、 土地改良事業等請負工事積算基準/農業集落排水施設標準積算指針/森林整備保全事業設計積算要領(該 当基準を選択)及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(以 下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象 間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工 事」である。
 - · 営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・ 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:○○%
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:○○%
- (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に 係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について 実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書な ど。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議すること。
- (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
- (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。